

第3次みやま市地域福祉計画
第3次みやま市地域福祉活動計画
第2次みやま市自殺対策計画



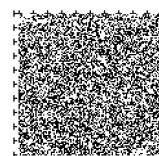
概要版

令和5年度～令和9年度

令和5年3月

みやま市

みやま市社会福祉協議会



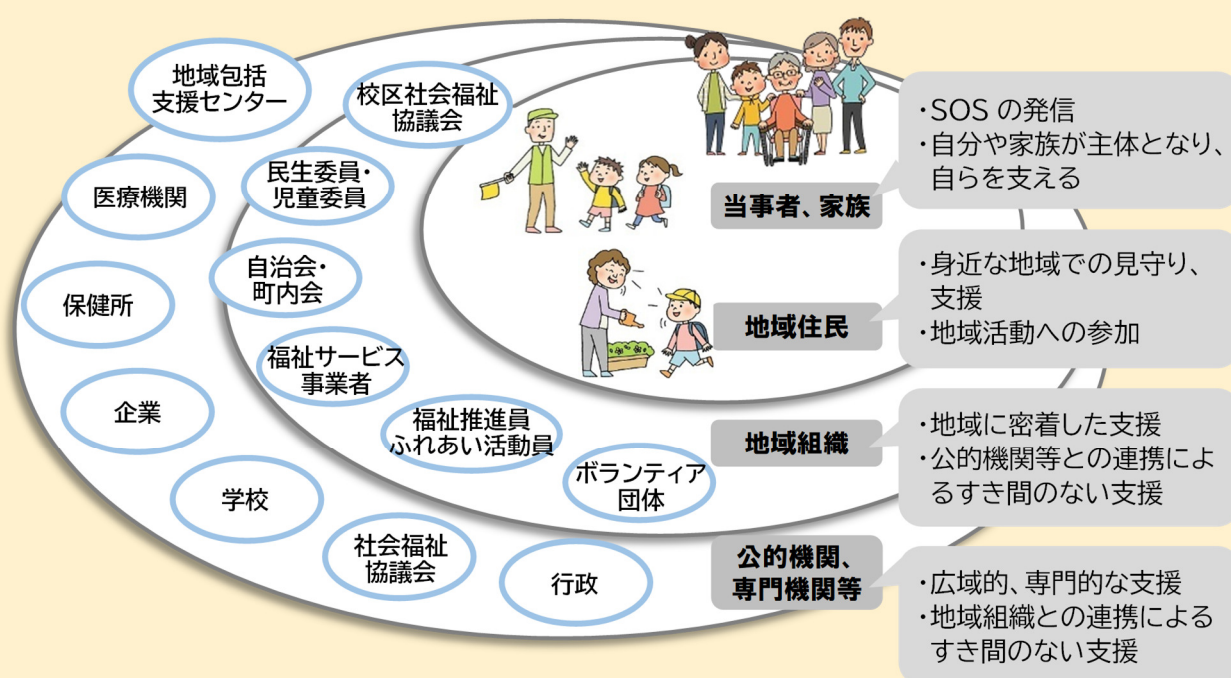
「地域福祉」とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、多様な主体がお互いに支え合い・助け合いながら地域課題の解決や住みよい地域づくりに取り組む考え方です。

福祉に関する課題やニーズが多様化・複雑化するなか、それぞれが幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。

そのなかで、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれに役割を果たすことや、お互いに力を合わせる関係をつくることが必要となり、そのために重要となるのが「自助」「互助・共助」「公助」の考え方です。

■地域福祉のイメージ



■自助・互助・共助・公助について

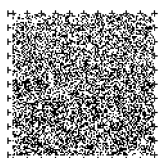
自 助	互 助	共 助	公 助
身の回りで起きる課題を自分や家族で解決する	隣近所等でのボランティア活動や地域活動	制度化された地域ぐるみの支え合い・助け合い	行政が行う公的なサービス

地域福祉計画・地域福祉活動計画

市が策定する「第3次みやま市地域福祉計画」は、地域福祉を推進するために必要な仕組みづくりや基盤づくりの計画であり、社会福祉協議会が策定する「第3次みやま市地域福祉活動計画」は、参画と協働を具体的に進める活動・行動計画です。両計画とも「地域福祉の推進」という目的を同じくする車の両輪のような関係にあることから、両計画の整合性を図って策定することが必要です。

このため、本市では、市・社会福祉協議会の共同作業により「第3次みやま市地域福祉計画」と「第3次みやま市地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

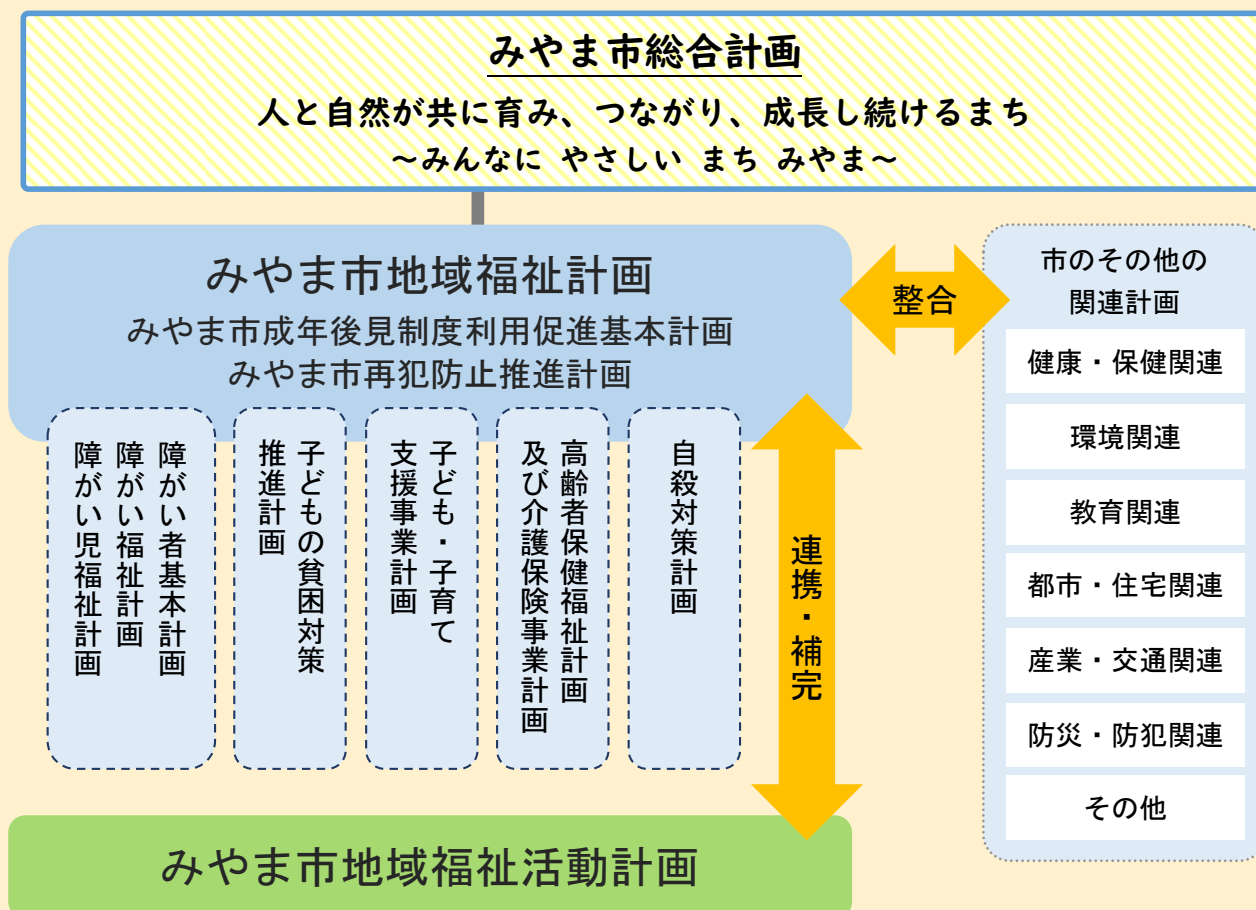


関連計画との関係性

総合計画は、本市の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などを取りまとめたものです。

地域福祉計画は、総合計画の福祉関連部門計画に位置付けられます。また、地域福祉計画は各福祉分野計画の上位計画となり、各福祉分野の共通事項を記載した計画となります。

本計画では、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を、本項目の一部に位置づけるとともに、「自殺対策計画」について一体的に策定しました。



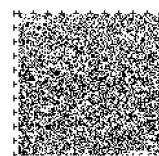
めざす将来像

だれもが健康で安心して幸せに暮らすためには、市民自らによる健康維持などの取り組みを大切にしながら、従来の地域のつながりや支え合い活動またボランティア活動、行政の福祉サービスによる課題の解決など、それぞれの役割に基づいた取り組みを進めていくことが求められます。

こうした考え方に立ち、本市のめざす地域福祉の将来像を、以下のように設定します。

本市のめざす地域福祉の将来像

だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり



計画の体系

将来像の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり

本市のめざす地域福祉の将来像

基本目標1 みんなで支え合う連携体制づくり

住み慣れた地域で孤立することなく、安心して生活ができるよう、地域住民や地域の企業・団体、ボランティアなどへ呼びかけてネットワークを形成し、地域の実状に応じた支援を展開します。また、コロナ禍で進行した孤独・孤立等の問題解決に向けて、地域と連携した見守りの推進等に取り組みます。

(1) 地域福祉のネットワークづくり

(2) 地域の見守り体制づくり

(3) 防災体制の充実

(4) 防犯・安全対策の推進
(みやま市再犯防止推進計画含む)

(5) 各種団体等との連携強化

基本目標2 福祉のまちづくり活動の拠点づくり

市民センターや地域の公民館等の資源を活用した活動の拠点づくりを支援します。

また、生活上の悩みや困難を持つ人に対し、多様な活躍の場づくりや居場所づくりの推進に取り組みます。

(1) 地域福祉活動の場づくり

(2) 公民館など地域資源の利用促進

基本目標3 福祉のまちづくりに関する意識づくり

地域の連帯感を育み、市民相互の助け合い、支え合いの意識が高まるよう、福祉教育やさまざまな広報活動、また地域行事や活動等を通して、地域福祉に対する理解を深め、人に優しい意識づくりを推進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

(2) 福祉教育及び体験学習の推進

(3) 交流機会の充実

基本目標4 福祉のまちづくりを担う人材づくり

福祉活動の推進役となるリーダーをはじめ、活動に関わる人材の確保・育成を図ります。

また、多様化・複雑化するさまざまな福祉課題に対して、地域の見守りや相談から必要な支援につなぐことができるよう、地域での見守り体制の充実に取り組みます。

(1) 福祉活動への参加の支援

(2) ボランティアへの参加意識の醸成

基本目標5 福祉サービスの適切な利用体制づくり

地域の福祉ニーズを把握し、適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制等の充実を図ります。

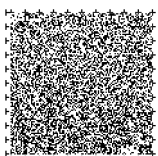
また、人権擁護に向けて虐待防止を推進するとともに、権利擁護の充実に向けて、成年後見制度の利用の促進に係る取り組みを進めます。

(1) サービスの適切な利用につながる情報提供

(2) 相談体制の充実

(3) 虐待防止と権利擁護の推進
(みやま市成年後見制度利用促進基本計画含む)

(4) 生活支援サービスの提供



具体的な取り組み

基本目標Ⅰ みんなで支え合う連携体制づくり

市民・地域の役割

- 隣近所に住んでいる人と日ごろからコミュニケーションを取り、様子を気かけます。
- 地域の防災訓練に参加します。また、災害に備え、事前の避難準備に取り組みます。

市と社協の役割

(1) 地域福祉のネットワークづくり



市

重点全庁的な連携の推進
重点市と社会福祉協議会と市民が一体となった福祉活動の推進
保育所等や学校と連携した支援の推進

社協

重点市と社会福祉協議会と市民が一体となった福祉活動の推進
重点ふれあいネットワーク(見守り体制)の充実
子育てや介護を行う当事者の交流・相談の場づくり
つどいの広場事業(子育て家庭の交流・相談支援)の実施

(2) 地域の見守り体制づくり



市

重点民生委員・児童委員と連携した見守りの推進
学校と連携した見守りの推進
認知症高齢者等 SOS ネットワーク
認知症高齢者等 SOS ネットワークの模擬訓練の実施
包括的な子育て支援の推進

社協

重点ふれあいネットワーク(見守り体制)の充実
ふれあい・いきいきサロンの開催支援
地域ふれあい食堂への支援を通じた見守り支援の推進

(3) 防災体制の充実



市

自主防災組織の結成の促進
消防団員の確保
災害時の情報伝達体制の充実
重点避難支援が必要な人を支える体制の強化

社協

ふれあいネットワーク(見守り体制)の充実
災害ボランティアセンターの運営
安定した福祉サービスの提供

(4) 防犯・安全対策の推進(みやま市再犯防止推進計画含む)



市

関係機関や地域と連携した防犯活動の推進
防犯灯設置補助の推進
空き家対策の推進
再犯防止の推進

社協

ふれあいネットワーク(見守り体制)の充実
ふれあい・いきいきサロンでの防犯教室等の開催促進

(5) 各種団体等との連携強化

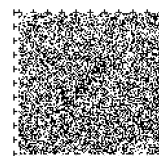


市

社会福祉協議会との連携の推進
民生委員・児童委員との連携の推進
福祉団体への支援の推進
地域包括ケアシステムの早期実現に向けたネットワークの構築
重点地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進

社協

重点地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進
支援機関等と連携した生活困窮者の自立支援の推進
市内の社会福祉法人相互の情報共有や連携の促進
民生委員・児童委員等との連携の推進
福祉活動を行う団体への支援の推進

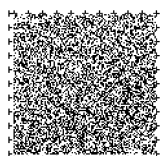


基本目標2 福祉のまちづくり活動の拠点づくり

市民・地域の役割	●誰もが地域で自分らしく生活できるよう、人の考えや意見に耳を傾けます。 ●地域の人と声をかけあって、地域交流の場へ参加します。 ●地域交流や活動の場として公共施設や公民館を利用します。		
市と社協の役割	(1) 地域福祉活動の場づくり 	市	高齢者や障がい者の社会参加の促進 地域と連携した学校運営の推進 あいさつ日本一運動の推進 重点 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進
			ふれあい・いきいきサロンの開催支援 校区社会福祉協議会の活動への支援 重点 地域について話し合う地域座談会の開催
	(2) 公民館など地域資源の利用促進 	市	小学校跡地の活用の促進 市民センター等の公共施設の利用の促進 地域の公民館建設等への補助
			つどいの広場事業(子育て家庭の交流・相談支援)の実施

基本目標3 福祉のまちづくりに関する意識づくり

市民・地域の役割	●認知症や障がいについて、正しい理解を持ちます。 ●福祉やボランティアをテーマとした講演会や学習会に参加します。 ●子どもから高齢者まで、世代を超えて地域の人とふれあえるよう、地域のイベントや伝統行事等に参加します。		
市と社協の役割	(1) 広報・啓発活動の推進 	市	地域福祉に関する啓発の推進 虐待防止や権利擁護に係る啓発の推進 認知症や障がいへの理解の促進
			社協だよりやホームページを活用した広報・啓発の推進 市民福祉講座・セミナーの開催 市内小学校新一年生への黄色い帽子的贈呈 社会福祉功労者表彰の実施
	(2) 福祉教育及び体験学習の推進 	市	出前講座などの学習機会の充実 認知症や障がいへの理解の促進 重点 認知症サポーターの養成の推進
			重点 市民福祉講座・セミナーの開催 重点 福祉に関する出前講座の開催 学校と連携した社会福祉協力校に対する助成の実施 学校への福祉教育教材の配布
	(3) 交流機会の充実 	市	認知症カフェの開催支援 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)
			つどいの広場事業(子育て家庭の交流・相談支援)の実施

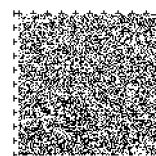


基本目標4 福祉のまちづくりを担う人材づくり

市民・地域の役割	● 地域の人と声をかけあって、サロン等の地域の交流の場へ参加します。 ● ボランティアや市民活動団体の情報に関心を持ち、活動に参加します。		
市と社協の役割	(1) 福祉活動への参加の支援	市	地域のサロン活動等の促進 地域の介護予防活動への支援 重点 民生委員・児童委員活動への支援 市民協働まちづくり事業への補助
	(2) ボランティアへの参加意識の醸成	社協	ボランティアセンターの運営 ファミリー・サポート・センターの運営
		市	重点 ボランティア活動の啓発 ボランティアセンターへの支援 介護予防ボランティア活動の推進
		社協	福祉活動を行う団体への支援の推進 ボランティアセンターの運営

基本目標5 福祉サービスの適切な利用体制づくり

市民・地域の役割	● 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用します。 ● 子育てや介護、生活のことで困っている人がいたら、民生委員・児童委員や、市や社会福祉協議会に相談します。		
市と社協の役割	(1) サービスの適切な利用につながる情報提供	市	高齢者や障がい者への情報提供の推進 多様な媒体を活用した福祉サービス等の情報提供 出前講座の開催
	(2) 相談体制の充実	社協	社協だよりを活用した情報提供 ホームページや SNS を活用した情報提供
		市	地域包括支援センターの充実 子育てに関する相談支援の充実 生活困窮者の自立に向けた支援 障がい者や家族からの相談支援 学校と連携した相談や支援の推進
		社協	重点 生活の再建に向けた生活福祉資金の相談 生活困窮者への伴走型の自立支援の推進 日常生活自立支援事業の相談・支援の充実 心配ごと相談の受付
	(3) 虐待防止と権利擁護の推進（みやま市成年後見制度利用促進基本計画含む）	市	虐待防止に向けた啓発や相談の推進 福祉サービスの苦情解決制度の周知 成年後見制度の利用の促進
		社協	日常生活自立支援事業の周知と体制整備 重点 虐待の早期発見・通報体制の整備
	(4) 生活支援サービスの提供	市	各種事業計画に基づいた福祉サービスの提供 重点 生活困窮者の自立に向けた支援 住宅確保要配慮者への住まいの提供等の支援 移動手段の確保等に向けた取り組みの推進
		社協	地域について話し合う地域座談会の開催 ファミリー・サポート・センターの運営 社会福祉協議会の機能強化に向けた会議や研修の実施



自殺対策計画について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、社会的な孤独・孤立が深刻化し、令和2年には、日本の自殺者数は11年ぶりに増加に転じました。

本市においても自殺対策に関する取り組みの一層の充実を図ることを目的に、第2次みやま市自殺対策計画を策定しました。本計画の計画期間は令和5年度から令和9年度の5年間とします。

計画の基本方針

国の自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すものとし、以下の5つの基本施策に取り組みます。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

基本理念

(1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進に向けて、地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、市民等の連携・協働の推進を図ります。また、多世代にまたがるような、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を充実するため、相談窓口の一層の連携を図ります。

(2) 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

市民を対象にしたゲートキーパー研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成するとともに、相談支援に係る市職員にゲートキーパー研修を開催するなど、自殺対策を支える人材の育成・充実に努めます。また、民生委員・児童委員やボランティア等との連携を深め、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

(3) 基本施策3 住民への啓発と周知

悩みやストレスをひとりで抱え込まず、周囲に助けを求めたり、相談することができるよう、相談機関等の情報の周知を図るとともに、市民への啓発を推進します。
また、不登校・ひきこもりなど、生きづらさを抱える人への支援の必要性や理解の促進に向けた普及啓発活動を推進します。

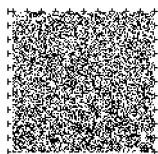
(4) 基本施策4 生きることの促進要因への支援

心身の健康問題に対する総合的な相談・支援体制の整備や、社会から孤立しがちな方に対し孤立を防ぐための居場所やネットワークづくり、訪問(アウトリーチ)による伴走型の支援、人と人のつながりの創出など、生きることの促進要因の強化につながり得る様々な取り組みを進めます。

(5) 基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒の自己肯定感を高める取り組みを推進するとともに、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人(親・教職員・地域の相談窓口等)に助けを求められるよう、SOSの出し方教育に取り組みます。また、児童・生徒が出したSOSへの適切な対応について、教職員等への研修や啓発を図ります。

第3次みやま市地域福祉計画・第3次みやま市地域福祉活動計画・第2次みやま市自殺対策計画
発行:みやま市／みやま市社会福祉協議会



みやま市 保健福祉部 福祉課
〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5
TEL:0944-64-1518
FAX:0944-64-1519

社会福祉法人みやま市社会福祉協議会
〒839-0214 福岡県みやま市高田町今福 314-1
みやま市高田総合保健福祉センター あたご苑内
TEL:0944-22-5000
FAX:0944-22-5099

発行年月:令和5年3月